

# 三木ロータリー週報

会長・稲見 秀穂 幹事・横尾加名子 S.A.A. 石井 盛久 クラブ会報委員会一発行

例会日・毎週金曜日12:30~13:30 例会場・三木商工会館4階大会議室 TEL (0794)82-3190

事務局・兵庫県三木市本町2丁目1番18号 三木商工会館内 TEL (0794)82-8880  
 FAX (0794)82-0909  
 URL: www.miki-rc.jp E-mail: info@miki-rc.jp



## Rotary よいことのために手を取りあおう

### 三木ロータリークラブ2025-2026年度テーマ さりげなく

2025年 9月12日 NO. 10 (NO.3275)

今回のプログラム 9月12日 クラブフォーラム 雑誌・広報委員会 今井章仁委員長  
 「ロータリークラブの広報」

次回のプログラム 9月19日 2025\_26年度 城守ガバナー訪問 (姫路 RC)  
 随行者: 日下部 聡 様 (公式訪問副幹事)

本日のソング  我等の生業 **次週9月19日は城守ガバナー公式訪問例会です!**  
 次回9月19日のお弁当は松葉さんです S.A.A.

ホームページ会員専用  
 ID: mikirc  
 PW: miki1230

出席記録	会員数	出席者	当日出席率	メイクアップ他	出席率
本日	50名中				
9月5日	50名中	32名	32/42 76.19%	0名	32/42 76.19%
8月29日	50名中	36名	36/40 90.00%	0名	36/40 90.00%

◇8月29日のメイクアップ出席者

◇9月5日のメイクアップ出席者

#### 前回例会2025年9月5日の記録

##### 【会長の時間】

今日はお造りなども入った豪華な持ち帰り可能なお弁当での例会となりました。実は台風の進路が明石海峡の少し東を通る予報で、例会開催をどうするか悩みました。幹事や事務局と相談し、横尾幹事が料理屋さんと直接調整してくださいました。突然のキャンセルは食品ロスにつながるため、万が一の場合はお弁当だけでも取りに来ていただく様に配慮しました。ただ、実際に暴風雨になった場合の対応は今後の課題です。

台風が九州近くで突然発生し2日ほどで上陸するような状況では、行事の対応が難しくなります。今日の理事会で今後の対応を決めて来週報告します。特別警報時も基本的には今回のような形を考えています。ご意見がありましたらお伝えください。

話は変わりますが、大台ヶ原から富士山が見える話題になりました。新幹線の上りでは通常左側に富士山が見えますが、1か所だけ右側から見える「右富士」という場所があります。進行方向右側から見ることができ、私も1回だけ見たことがあります。非常に幸運なことだそうです。知らんけど(笑)

##### 【幹事報告】

- ・ 本例会終了後、理事会を開催いたします。
- ・ 世界ポリオデーイベントのフォトコンテストの案内を回覧します。
- ・ 地区補助金プロジェクト見学の案内を回覧します。



##### 【委員会報告】

- 出席 本日の出席は会員50名中32名出席で、出席率は76.19%です。
- 親睦 9月の結婚記念日のお祝いの報告と誕生日のお祝いをしました。  
 10月9日(木)に会員家族親睦ゴルフ大会を東広野ゴルフクラブで開催。  
 11月27日(木)5RCゴルフ大会が加西インターゴルフ倶楽部にて開催。  
 ホストは北条RC。出欠表回覧しますのでご記入ください。



9月 Happy Birthday♪

##### ニコニコ箱 (\*^~^\*)

本岡 秀雄 君 会員の皆様には、妻 賀陽子の生前 クラブ親睦会出席の際にひとかたならぬご厚情をいただき、ありがとうございました。

合計 ¥135,000 円

#### 会員卓話 吉田直幸 会員 「二回目の自己紹介と相続登記制度の現状について」

三木ロータリークラブに入会して1年が経ち、ようやく自然に参加できるようになりました。三木市末広で司法書士事務所を開設している吉田直幸と申します。1983年生まれの42歳で、大学の4年間を除いてずっと三木で生活してきた生粋の三木市民です。

小中高では吹奏楽部でトランペットとトロンボーンに熱中していました。文化部でありながら体力と協調性が重視される体育会系な部活動で、良い経験をさせていただきました。現在の趣味は読書ですが、最近は目が疲れやすくなり、本を読み上げてくれるウェブサービスを活用して「本を聴く」ことが趣味になっています。

司法書士を志したのは高校生の頃でした。祖父が経営していた事務所に小さい頃から出入りしており、専門知識を組み合わせる現実の問題を処理していく過程が興味深い仕事だと感じていました。九州の法学部を卒業後、祖父の事務所に補助者として入所し、仕事と並行して資格取得の勉強を続け、令和2年度の試験により合格しました。

ロータリークラブについては物心ついた頃から知っていました。毎週金曜日に祖父が正装して出かける先がロータリーで、子供の頃は昼食を食べに行く聞いて「ロータリーというレストランがある」と勘違いしていました。祖父は50年間無欠席を貫き、ロータリアンであることに強い誇りと自負を抱いていたのが印象に残っています。

司法書士の業務は主に3つあります。第一に登記業務で、不動産の権利関係を登録する不動産登記と、企業情報を登録する商業登記を行います。第二に書類作成業務として、遺言書や離婚協議書などの法的書類を作成します。第三に訴訟代理業務で、特別研修と試験に合格した認定司法書士のみが簡易裁判所での140万円以下の訴訟代理が可能です。過払い金請求訴訟などがこれに該当します。

今回特にお話したいのは相続登記制度についてです。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続開始を知った日から3年以内に申請しなければ、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。施行日前の相続についても令和9年3月31日までに申請が必要です。

この義務化の背景には所有者不明土地問題があります。相続登記や住所変更登記が行われず、所有者が判明しない土地が日本の国土の24%、約9万平方キロメートルに及んでいます。これは九州本島とほぼ同じ面積です。経済的損失は6兆円に上ると試算されています。

東日本大震災の復興過程でこの問題が顕在化しました。高台移転計画で所有者不明土地が多数存在し、明治大正時代、中には文久年間の人物が登記記録に残っていた土地もありました。相続人が膨大な人数に膨れ上がり、復興事業に大きな遅延をもたらしました。

相続が発生した場合の対応方法は3つあります。最も基本的なのは相続登記をすることで、相続人全員で遺産分割協議を行い法務局で登記します。次に相続放棄という選択肢もあり、家庭裁判所に申し出ることで相続人としての地位がなくなります。また新設された相続人申告登記制度を利用する方法もあり、これは暫定的措置として申請義務を履行したことにできます。

相続制度は単なる財産分配手続きではなく、社会全体の資産承継と管理を円滑に進める制度的インフラです。個人から家、地域社会、国家単位まで影響が波及する重要な制度となっています。今回の法改正を機に、手続きが完了していない不動産がないか、親族間で所有不動産の現状を整理されることをお勧めします。相続登記手続きについてご不明な点があれば、お気軽に司法書士までご相談ください。

